

平成23年11月3日

東日本大震災におけるボランティア活動（提供資料）

【目次】

1. 岩手県におけるボランティア活動 2
（1）岩手県におけるボランティア活動

（2）岩手県遠野市を拠点とした沿岸部でのボランティア活動

2. 宮城県におけるボランティア活動 15
（1）宮城県におけるボランティア活動（災害VCの課題を中心に）

（2）東日本大震災への取り組み =青年海外協力隊経験を復興の力に=

3. 福島県におけるボランティア活動 27
（1）東日本大震災に係る福島県内被災地の救援活動の経過について

（2）「ビックパレットふくしま」における避難所運営支援等

1. 岩手県におけるボランティア活動

(1) 岩手県におけるボランティア活動

大槌町社会福祉協議会（岩手県社協派遣） 田山俊悦氏 提供

1 岩手県の被災状況

(1) 想定を超える被害

家屋被害 約 25,000 棟

死者・行方不明者 6,145 名（大槌は人口 15,277 人に死者・行方不明 1,328 名）

避難者約 52,000 人、避難所約 400 箇所

(2) 社会福祉協議会、行政も被災

大槌町一社協会長、事務局長、総務課長他職員死亡・行方不明、事務所流失

陸前高田市一社協会長、副会長、事務局長他職員死亡・行方不明、事務所流失

沿岸 7 市町村社協が被災

2 被災地社協、被災地災害ボランティアセンターとして

(1) 内陸から沿岸まで車で 2～3 時間の距離

ライフラインの寸断、ガソリン不足による支援の困難、交通渋滞

(2) 被災の甚大による宿泊施設の確保の困難

宿泊施設の被災、避難所確保、後方支援地区を拠点とした取り組み

(3) 岩手県災害ボランティアセンターの取り組み

①ボランティアシール作成ー岩手の地域性から作成

②ボランティアバスの運行

3 今後の取り組み課題

(1) 継続した活動支援

県外活動者と県内、地元住民が協力し、活動を展開すること

(2) 震災を教訓に岩手が災害に強い体制を作る

内陸からの沿岸部支援、初期対応の教訓を生じた取り組み

(3) 結（ゆい）の精神を忘れない

お互いさまを保ちつつ、市民活動の機会を増やす取り組み



ボランティアシールは 35 万枚作成



地元住民からのメッセージ

(2) 岩手県遠野市を拠点とした 沿岸部でのボランティア活動

平成23年度 第1回
防災ボランティア活動検討会 資料

日本財団ROADプロジェクト事務局
震災がつなぐ全国ネットワーク



1

日本財団ROADプロジェクト

- 「ROADプロジェクト」とは、日本財団が手掛ける東日本大震災被災地支援事業の総称。
- 20以上あるプログラムの中の一つとして震つな等のNPOと連携してボランティア派遣を継続的に行っている。
- ボランティア活動支援事業については、関係団体より事務局員が出向し、日本財団スタッフと共に災害支援のプロジェクトチームを結成。協働で事業を展開している。

※ROADプロジェクトの全容については資料を参照

http://road.nippon-foundation.or.jp/files/RoadPJ_MonthlyReport20111011.pdf



2

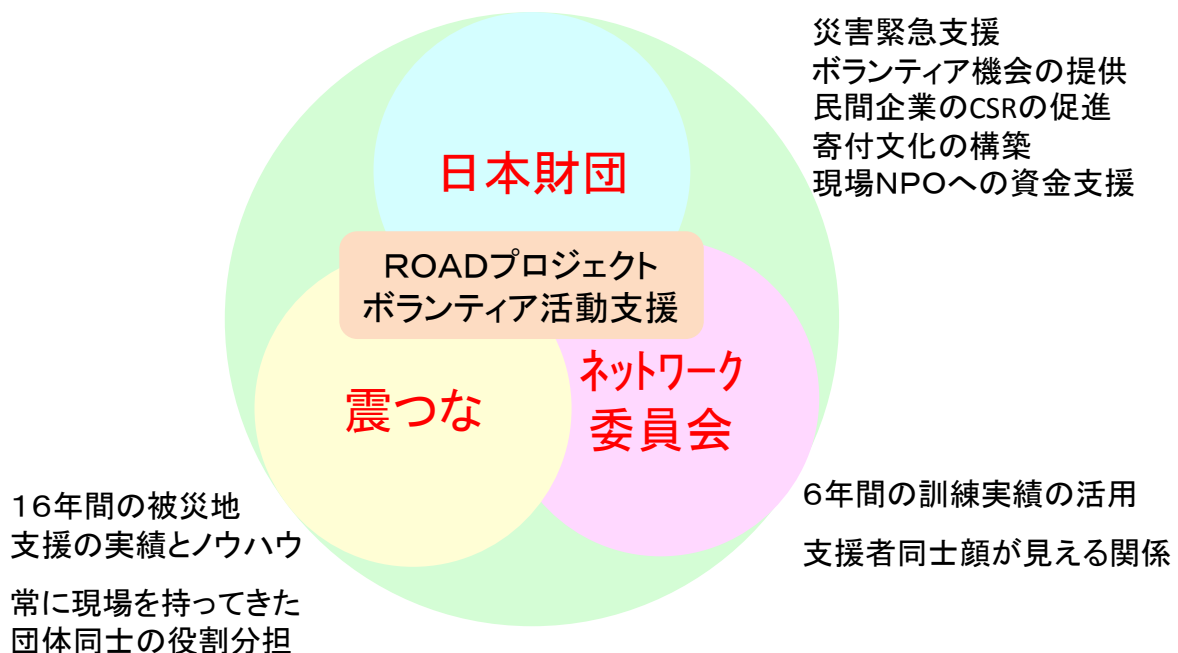
日本財団とNPOが協働

- 阪神・淡路大震災以降、各地の被災地支援に取り組んできたネットワーク組織「**震災がつなぐ全国ネットワーク(略称:震つな)**」(事務局:レスキューストックヤード)と広域地震災害を想定した図上訓練「静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練」を6年間続けている「**東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会(略称:ネットワーク委員会)**」(事務局:静岡県ボランティア協会)が**日本財団**と協働で東日本大震災の被災地支援を行うことを決定。3/17より具体的に動き始めた。



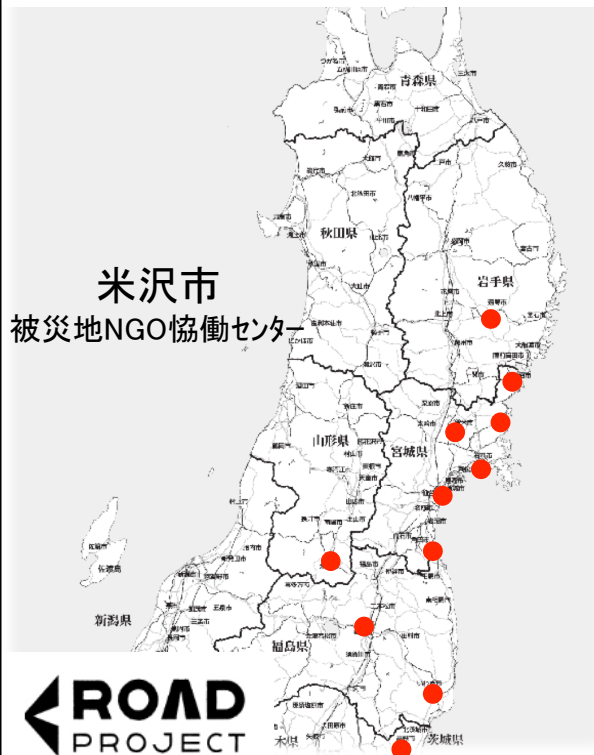
3

3者協働のスタンス



4

ROADプロジェクト協働団体(NPO)の活動拠点



遠野市→陸前高田・大槌・釜石
被災地NGO協働センター
静岡県ボランティア協会

気仙沼市・SVA、とちぎVネット

登米市・南三陸町
東京災害ボランティアネットワーク

石巻市・日本財団

七ヶ浜町・RSY

山元町・ADRA Japan

郡山市・中越防災安全推進機構

いわき市・北茨城市
茨城NPOセンター・コモンズ



岩手県遠野市に後方拠点を設置

- 岩手県遠野市に宿泊拠点
(遠野まごころ寮)を設置
- 運営は静岡県ボランティア協会と被災地NGO協働センターが行い、県外ボランティアを受け入れる態勢を整えた。(4/8開所)
- 拠点構想を進める中、遠野市内にて社協・NPO・民間企業などで構成される「遠野まごころネット」が3/27に設立された。
- これにより、遠野まごころネットへの県外後方支援という立場での被災地支援が始まった。



行政(遠野市)の協力

- 宿泊拠点用の建設用地を模索する中、遠野市の判断により、遠野市所有の土地を借用できるようになった。
→昨年実施した防災訓練などもあり、
後方支援拠点としての認識が高かった
- 遠野市浄化センター敷地内
 - ・4月、遠野まごころ寮を設置(ROADプロジェクト)
 - ・7月、金太郎ハウスを設置(神奈川県)



金太郎ハウス



遠野まごころ寮

7

遠野まごころネットとの協働

- 沿岸部から車でおよそ1時間の距離に位置する遠野市。ボランティアを派遣する拠点としてハブ的役割を担っている。
- 沿岸部の市町のボランティアセンターからの依頼にも応じ、派遣人数を調整。
- 被災地から離れていたことが功を奏し、初心者ボランティアが生きやすい環境であったという声も多い。
- 県外ボランティアの拠点にもなっている
→現在、平日でも100名ほどのボランティアが滞在



8

遠野まごころ寮(宿泊)拠点の活用

- 遠野まごころ寮(宿泊拠点)、4月8日開設
- 10月末日現在、(稼働207日)
実宿泊者数、約2,300人
延宿泊人数、約6,000人(約30人/日)
- 11月以降は、遠野まごころネットに滞在しているボランティアも宿泊受け入れ予定

連絡調整役の必要性

- 「静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練」(静岡の図上訓練)にて検証しているリエゾン(連絡調整役)的な役割の必要性が問われた災害。
- 一つの本部で県下全ての被災地支援は困難になるであろうという想定から、県本部と現場との中間に位置する連絡調整役(機能・組織)が不可欠であるが、現状では不足している。

遠野まごころネット 今後の課題

- 当初は後方支援の拠点という意義は大きかったが、今後は拠点自体を沿岸部に持つことも必要と思われる。
- 被災者がふれ合う拠点として「まごころ広場」や「まごころの里」、および有機農業を目指した共同農場の確保などを開拓しているが、ボランティア拠点が乏しい。
- 今後も1時間かけて現場に通うかは要検討。

2011年9月
 の活動報告

マンスリー・レポート 2011年10月号 日本財団ROADプロジェクト活動報告

「日本財団ROADプロジェクト」では、大規模で広範囲にわたる被害の状況を考慮して、被災地のニーズの把握に努め、その時に必要とされている救援活動を中心に災害発生から約4カ月実施してきました。その後は緊急救援的な活動から、中長期的な視野に立った復興支援を中心に取り組んでいます。引き続き、『民』の立場で、ご協力・ご支援いただいたみなさまの思いを届けるために、被災地のニーズに迅速に柔軟に対応して参ります。今後とも、継続したご支援・ご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

1. 東日本大震災のための支援金と支援物資

(1) 募金活動について

募金目標額 4,500,000,000円
 実績額 3,692,900,828円 (9月30日時点)



国民、企業の皆様、被災者のこれから長い困難な生活を身近で支えるNPO、ボランティアに対する「支援金」へ寄付、募金集めへのご協力をお願いいたします。協力には、以下の3つの方法があります。

- ① 支援金寄付 ② 街頭募金・イベント募金 ③ 募金箱設置
 募金集めに関するお問い合わせはお気軽にお電話ください。
 (フリーダイヤル 0120-65-6519 担当: 田代・長谷川)



(2) 救援物資について

震災後、約3カ月にわたって、岩手、宮城、福島を中心に、現地ニーズを確認した上で、支援物資の調達を行い、適切なタイミングで適切な物量を被災地に搬送してきました。現在は、物流網がほぼ100%復旧したことと、被災地における市場も本格回復してきていることから、緊急的な物資支援は一旦終了しています。なお、布団リフォーム会社の「花嫁わた」と協力して、家庭で不要になった布団を仕立て直し、被災地にて必要とされている方々にお届けする「モットHOTプロジェクト」を実施しています。ぜひ、ご協力ください。



日本財団ROADプロジェクト 災害支援コールセンター(平日9:00~18:00)
 電話番号: 0120-65-6519 FAX番号: 03-6229-5177
 メールアドレス: cc_saigai@ps.nippon-foundation.or.jp

- 【日本財団】
 公式サイト <http://www.nippon-foundation.or.jp/>
 Facebook <http://www.facebook.com/NipponZaidan>
 Twitter @NipponZaidan
- 【ROADプロジェクト】
 公式サイト <http://road.nippon-foundation.or.jp/>
 Twitter @Road_nf



Web版の「マンスリー・レポート」は
 公式サイト左サイドメニューからご覧ください。

2. 民による民のための支援活動

(1) 日本財団による被災地活動拠点	81,163,000 円
(2) ボランティア活動支援プロジェクト	90,000,000 円
(3) 被災者をNPOとつないで支える合同プロジェクト	67,000,000 円
(4) 炊き出し支援プロジェクト(完了)	15,000,000 円
(5) 遺族・親族に対する弔慰金・見舞金の支給	798,350,000 円
(6) 災害にかかる支援活動助成プロジェクト	661,900,000 円
(7) 「大学生ボランティア隊」派遣プロジェクト	49,975,000 円
(8) 臨時災害FM局支援プロジェクト	99,710,550 円
(9) 聴覚障害者に対する支援拠点プロジェクト	7,500,000 円
(10) 避難所の仮設トイレ衛生環境改善プロジェクト(完了)	10,753,480 円
(11) 要介護者・妊産婦・障害者へのプライマリ・ケア支援(完了)	30,000,000 円
(12) 被災妊産婦の産前産後ケア推進プロジェクト	110,000,000 円
(13) 被災障害者のための仮設福祉ハウスの設置	175,900,000 円
(14) 被災地での母子預かりによる産後ケア推進事業	32,000,000 円
(15) 訪問看護による被災地支援プロジェクト	27,000,000 円
(16) 被災小型漁船の修理事業	181,540,000 円
(17) 被災地復旧復興支援アセスメント・プロジェクト	10,000,000 円
(18) 岩手県の仮設住宅アセスメント・プロジェクト	4,040,000 円
(19) 聴覚障害者の心のケア・生活支援プロジェクト	21,600,000 円
(20) 在宅診療体制構築プロジェクト	40,240,000 円
(21) ママがママを支援する震災復興支援プロジェクト	2,280,000 円
(22) 水中ロボットによる被災地の海の再生力探査事業	17,040,750 円
(23) 地域伝統芸能復興基金(まつり応援基金)	136,474,080 円
(24) アルバム・写真レスキュー助成プログラム(CIPA)	7,300,000 円
(25) 被災地聴覚障害者の遠隔情報・コミュニケーション支援	6,438,313 円
(26) 海洋関連高校への教習艇等の支援	73,106,790 円
(27) 被災造船関連事業者への再生支援	1,349,980,000 円
(28) 福祉移送等を目的とした中古車両の寄贈	0 円※
合計	4,106,291,963 円



※金額は9月末時点での日本財団の支出額です(事業実施団体がある場合はその団体に対する支出額)。
 ※(16)(27)は、日本財団の自主予算の助成事業として実施するもので、当財団通常予算からの支出になります。
 ※(28)は、まだ事業として支出がありません。

(1) 日本財団による被災地活動拠点

被災地・石巻では、いろんな活動が必要です

宮城県石巻市の活動拠点で日本財団職員によって以下の活動を実施しています。

- ・学生ボランティア 約580人/日(4月よりのべ約4000人/日)をコーディネート
- ・仮設住宅にて、足湯ボランティア(約70名)をコーディネート
- ・企業ボランティアのコーディネートを実施
- ・ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社社員14名で石巻の仮設住宅にて足湯提供
- ・現地ニーズの情報収集
- ・その他全体的な調整業務



(2) ボランティア活動支援

拠点、ボランティア、ネットワーク

震災がつなぐ全国ネットワークが実施主体となって、被災地域の中で、地域に根ざした支援を行うため、ボランティア活動の拠点を岩手、宮城、福島、山形の9ヶ所で設置・運営しています。また、被災地のニーズにもとづいたボランティア活動の企画やボランティア実施体制の整備、物資運搬など、活動現場でのコーディネートも行います。

また、これまでに派遣した足湯ボランティアは1000名を超えました。被災者の生の声を広く知っていただくため、首都大学東京渡邊英徳研究室の学生グループに協力を仰ぎ、足湯のつづやきBOTサイトを開設、ツイッター上でのつづやきの紹介を始めました。



(3)被災者をNPOとつないで支える

**仮設住宅においても継続した支援を**

「被災者をNPOとつないで支える合同プロジェクト(つなプロ)」が実施主体となり、宮城県内(おもに北部)の10か所程度の避難所などを拠点として、その運営をお手伝いしながら、ニーズの把握と地域の方々との接点づくりを行いました。

9月に続き、気仙沼市、南三陸町、石巻市、多賀城市等の地域で、「つなプロ」機能の地元関係や団体への移管を進めています。これまで取り組んできた仮設住宅周辺環境調査の実施エリアを広げる他、カフェ等のイベントを実施。参加者へのヒアリングにより、仮設住宅の住民のニーズ把握を継続的に行っています。

(4)炊き出し支援 (完了)

那覇市NPO活動支援センター、株式会社ファミリア等が実施主体となり、福島県および宮城県において、必要とされる場所で2万食以上の炊き出しと200t以上の支援物資の仕分けと分配を行いました。特に、5月以降は仙台市内にて作ったお弁当を温かいまま南相馬市まで運び、被災者の方々に配るという炊き出し支援を実施しました。本事業は、被災地でのニーズが減少したことから終了しました。

(5)遺族・親族への弔慰金・見舞金支給

死亡者・行方不明者のご遺族またはご親族の方々に1人当たり5万円の弔慰金、または見舞金の支給を実施しています。

- ・対象84自治体のうち、全ての自治体で実施
- ・死者12,783名、行方不明者3,184名、計15,967名のご遺族・ご親族に支給
- ・支給額の合計は798,350,000円

(6)災害にかかる支援活動助成

被災地や他の地域に避難してきた被災者の支援活動をするNPO・ボランティア団体等に対して、100万円を上限とした助成プログラムの申請募集を4月から6月末まで実施しました。2,000件を超えるご申請をいただき、随時、審査・決定を行いました。

最終的にNPO・ボランティア団体の支援は695事業、支援額の累計は661,900,000円となりました。支援先団体は、被災地をはじめ避難者がいる全国各地で、様々な活動を展開しています。

(7)「大学生ボランティア隊」派遣

被災地に集まる若者、立ち上がる被災者

日本財団学生ボランティアセンター(Gakuvo)が実施主体になり、大学生・院生、留学生による学生ボランティアを被災地に派遣し、主に4泊5日で住宅地での泥かきやがれき撤去、漁港復興のための漁具やがれきの片付けなどを行っています。

第14陣 9月7日(水)～13日(火) 69名 宮城県、岩手県

第15陣 9月21日(水)～27日(火) 45名 宮城県、岩手県

※第1陣～第15陣の累計参加数:1,361名



(8)臨時災害FM局支援

**こんな時だからこそ、コミュニティ、そしてラジオのチカラ**

臨時災害FM局に対し立ち上げのための初期費用と最大4ヶ月分の運営資金、さらに情報収集などに活用する車両購入の支援を行います。

岩手、宮城、福島、茨城4県にある臨時災害放送(FM)局では、ボランティアの協力を得て、被災された方々が必要としているきめ細かい情報を日々、提供しています。

大崎災害エフエムでは、被災した地域住民がパーソナリティを務め、地元の災害情報を集めるなど、多くの市民ボランティアが放送を支えました。

(9)聴覚障害者に対する支援拠点

ろう者、難聴者など聴覚に障害がある人のニーズにあわせた支援を

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部が実施主体となり、被災聴覚障害者及び手話関係者の救援のために岩手、宮城、福島で支援にあたっています。

被災聴覚障害者の実態調査について岩手県と共同で実施することになり、沿岸の身体障害者手帳を持っている約1000人の対象者に9月初めに調査票を県が郵送しました。その中で相談を希望する人が45人、無回答が76人、合わせて121人に対して訪問調査をすることにしました。



(10) 避難所の仮設トイレ衛生環境改善(完了)

宮城県石巻市・女川町・南三陸町において、上下水道の整備などのライフラインが復旧していない5月末までに、NPO法人Checkが実施主体となり、優先して仮設トイレを設置、緊急支援として被災者の方々の衛生環境の改善に寄与しました。

設置場所:石巻市渡波地区、女川町、南三陸町ほか 設置台数:36台

(11) 要介護・妊産婦・障害者へのプライマリ・ケア支援(完了)

日本プライマリケア連合学会他が実施主体となり、被災者・被災地域(岩手・宮城・福島)にプライマリ・ケア医療を提供しました。特に要介護者・妊産婦/乳幼児・障害者等の社会的弱者と考えられるグループに対し、多職種による医療・介護・福祉支援を行いました。

(12) 被災妊産婦の産前産後ケア推進



被災された妊産婦の安心・安全なお産をサポートする

被災地では生活環境も安定しないことから、妊産婦の精神的負担はとても大きい状況です。東京都助産師会が実施主体となり、被災地から離れた東京に里帰りをするように一時的に避難してもらい、助産師が妊産婦の心のケアも含めた産前産後をサポートします。

妊産婦支援 ○現在支援中:16名 ○支援終了:50名 累計66名

(13) 被災障害者のための仮設福祉ハウス

石巻祥心会が実施主体となり、被災障害者及びその家族を対象とした緊急避難のための一定のケアを提供する仮設福祉ハウス、グループホーム「日本財団ホーム小国の郷(宮城県石巻市須江)」が6月24日に開所し、約200名(障害者54名、家族80~150名)が生活しています。

(14) 被災地での母子預かりによる産後ケア

お母さんと赤ちゃんにやすらぎを

宮城県助産師会が実施主体となり、被災されたお母さんと赤ちゃんを宮城県内の助産院で預かり、産後の体調回復を促すと共に、親子の絆を形成する重要な産後を被災地であつても安心して過ごせるように助産師がサポートする事業です。

これまでにのべ人数16名、のべ日数98日になります。この他に、被災母子支援事業、助産師・助産院における産後の育児相談及び母乳育児支援を1347名に実施。



(15) 訪問看護による被災地支援



仮設住宅と訪問看護

日本訪問看護振興財団が実施主体となり、仮設住宅における訪問看護を中心とした支援活動を、長期パイロット事業として宮城県名取市で実施しています。

朝晩は冷え込む季節になり、救急車が出勤して搬送されるケースも出現しています。緊急時に家族がパニックになりうまく話せないというような場合に、落ち着いて必要な情報を的確に伝えることができるように、パンフレットを作成して全戸配布することにしました。

(16) 被災小型漁船の修理

沿岸部だからこそその支援

被災した漁業者が将来の復興に向けて希望をもって進むためには、まず海に出ることが必要です。本プロジェクトでは、地元の漁協や造船所などと協力し、岩手県と宮城県に仮設修理場を約10カ所設置し、小型漁船を合計で約1,000隻修理します。

これまでに324隻の漁船が修理を完了し、さらに376隻が修理待ちとなっています。



(17) 被災地復旧復興支援アセスメント



復興支援計画のための調査分析

RCF災害支援チームが実施主体となり、NPOや各行政・企業・団体から委託を受け、岩手・宮城・福島3県の避難所及び仮設住宅団地、在宅・遠隔避難者の環境分析を行い、分析結果を公開することで、現地支援団体とのマッチングを軸にした課題解決を行います。

子ども・教育の概況調査、雇用の概況調査、水産業の概況調査、岩手県・宮城県・福島県の仮設住宅周辺環境の概況調査などを実施し、各方面への提言につなげています。

(18) 岩手県の仮設住宅アセスメント



仮設住宅に必要なもの、必要な支援

いわて連携復興センターが実施主体となり、岩手県復興局生活再建課と連携し、6市町村（宮古市・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市）、277団地を中心に分析した結果を公開します。分析結果から、仮設住宅団地集会所の設置率は高まっているものの、稼働率が異なるという実態が浮き彫りになりました。

(19) 聴覚障害者の心のケア・生活支援

手話によるコミュニケーションと心のケア

日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会が実施主体となり、今回の大震災で直接被災した人や津波を見てショックを受けたり、仕事がなくなったり、生活が大変になった聴覚障害者の支援を行います。

7月から始まった聴覚サポート「なかま」事業について、9月3日、4日に東京都港区にある障害者ヒューマンパラダイズで研修会を開催しました。8月は現地コーディネーターが宮城県内の行政機関や福祉事務所などを訪問し、9月から支援ケースも出てくるようになりました。



(20) 在宅診療体制の構築



被災地との在宅診療の実践

高齢先進国モデル構想会議と祐ホームクリニック石巻が実施主体となり、被災地石巻にて在宅医療診療所を開設します。

訪問先の多くが仮設住宅で、被災により通院困難になった方（ADLの低下により自力で通えなくなった、かかりつけ医療機関が被災廃業、かかりつけ医療機関から離れてしまったなどの理由）が在宅医療を求めていると感じています。

(21) ママがママを支援する震災復興支援

全国のママから被災地のママへ

Stand for mothersが実施主体となり、全国の子育て中の方々や企業から集まった支援物資を、支援の行き届かない被災地のママへ届ける支援活動を実施します。

9月は全国から19の個人・企業より支援物資を受け入れ、岩手・宮城・福島・静岡（避難先）のママ計61名の方々へお届けしました。



(22) 水中ロボットによる被災地の海の再生力探査(完了)



「自分たちの海の状態を知りたい」

日本財団は東大海洋アライアンス、JF全魚連と委員会を組織し、水中ロボットを使った海中の探査を宮城県、岩手県で実施します。専門家による解説を交えながら海の状態を地域の漁業者に見てもらい、漁業再開の参考にしてもらうものです。

9月下旬、南三陸町志津川湾における調査を実施しました。7月末までに、宮城県（網地島、表浜、狐崎浜、大島）、岩手県（宮古湾、重茂、越喜来）の合計7カ所での調査を終えていますので、これが8カ所目の調査となりました。

(23) 地域伝統芸能復興基金(まつり応援基金)

祭りや伝統行事を行うことで、復興への一歩を

本基金は、(財)日本音楽財団が所有するストラディヴァリウスを売却し、全額の約12億円を当財団の「東日本大震災復興支援基金」に寄付いただいたことを機に立ち上げました。本基金は主として宮城県、岩手県、福島県の沿岸部に伝わる地域伝統芸能の復興支援に充てられます。岩手県釜石市・大槌町・大船渡市、宮城県石巻市・気仙沼市の伝統芸能を支援しました。



(24) アルバム・写真レスキュー助成プログラム



アルバム・写真などを通じた復興

日本財団では、東日本大震災で被災された地域の復興を支援するため、「CIPAフォトエイド」事業として、写真や映像記録に関する活動を実施する団体の支援を行います。

本事業の基金は、一般社団法人カメラ映像機器工業会(CIPA)の会員企業から寄付によって集められたものです。

9月末時点で、4団体4事業について採択を決定しました。10月末まで引き続き募集を行っています。

(25)被災地聴覚障害者の遠隔情報・コミュニケーション支援



被災地の情報保障のために

日本財団は岩手・宮城・福島聴覚障害者に対し、携帯端末や専用テレビ電話を利用して離れた所から通訳(手話、字幕提示)を行う遠隔通訳サービス、また聴覚障害者に代わって電話をかける代理電話サービスを無料で提供する事業を始めます。9月11日、東京の日本財団ビル内に「遠隔情報・コミュニケーション支援センター」を設置しました。

(26)海洋関連高校への教習艇等の支援

漁業・水産業の後継者を育成するために

日本財団では、岩手県・宮城県に、必要な教習艇8艇と養殖実習船(和船)5艇を贈呈します。また、多摩川開発(株)(ボートレース多摩川の施設所有者)及び(株)東京パワーポートセンターより無償貸与の申し出があった教習艇2艇を八戸水産高校に無償貸与し、必要な整備・修理、運送等の諸費用を支援します。これまでに宮古水産高校、八戸水産高校、高田高校、久慈東高校に配備されました。



(27)被災造船関連事業者への再生支援

被災地の造船関連事業の支援を通じて、地域経済活性化へ

日本財団では、地元造船関連事業者等から構成される協議会を設立し、大型クレーン車やフォークリフトなど造船関連の機器および設備等を事業者間で共同所有・利用できる体制を整備します。これまでに八戸・大船渡・気仙沼・石巻・いわきの計5か所の協議会が発足し、気仙沼、大船渡において、大型クレーン車やフォークリフトなどの機器・設備を整備しました。



(28)福祉移送等を目的とした中古車両の寄贈

高齢者や障害者の方の移送のために

被災地における高齢者、障害者の支援を行う団体、及び仮設住宅等のニーズ調査を行う中間支援組織の活動を支援するため、株式会社ガリバーインターナショナル、株式会社リクルート自動車カンパニーと連携し、中古車両の寄贈を行っています。18団体に対して計51台の車両寄贈を行うことを決めました。



東日本大震災支援基金は「民による民のための災害緊急支援基金」として、今後も息の長い支援活動を続けていきます。引き続き、皆さんからのご寄付をお願いいたします。また、イベントなどでの募金集めにご協力いただける団体を募集中です。

寄付は、クレジットカード決済、銀行振り込みが可能です。イベントなどでの募金集めのための募金箱やノボリなども無料で提供しています。

>> **銀行振込**

■銀行振り込み先■

三菱東京UFJ銀行 支店名:本店 普通口座:0492440 名義:日本財団(ニッポンザイダン)
 ※ご寄付いただいた皆様のお名前、寄付額は、日本財団のホームページなどで公開し、顕彰させていただきます。

匿名を希望する場合は、振込人の前に「トクメイ」とご記入ください。

※領収書が必要な方は、お電話でお問合せください。

>> **クレジット決済**

クレジットカード(VISA、MASTER)にて、日本財団ROADプロジェクト公式サイトより、一口2000円から募金することが可能です。
 ※クレジット決済でのご寄付はご入金額の5%を決済手数料として使わせていただきます。
 ※ご寄付いただいた皆様のお名前、寄付額は、日本財団のホームページなどで公開し、顕彰させていただきます。匿名を希望する場合は、【匿名希望】と、メッセージ・連絡欄にご記入ください。



■寄付の税制優遇措置について■

日本財団は、2011年4月1日をもって公益財団法人となりました。4月1日以降にご寄付いただいた場合は、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは内閣府のホームページ(<http://bit.ly/fF9emn>)をご参照ください。

2. 宮城県におけるボランティア活動

(1) 宮城県におけるボランティア活動（災害VCの課題を中心に）

宮城県社会福祉協議会 北川進氏提供

○被災者支援の有効な手段は何か

被災者の数やエリアの大きさ、被害の特徴を元に、どのような支援スタイルが必要なのかを判断することが先決ではないか。その中で、災害VCスタイルが有効か、そこに誰がかかわるべきか、社協立の災害VCの他に災害VCは必要か、サテライト等複数の受け入れ拠点が必要か、などを判断しなくてはならないが、そういった視点が当事者にも支援者にも欠けていたのではないか（少なくとも行政には、日ごろからそういった視点は薄いのではないか）。

○被災の状況に応じた「社協のスタンス」について

【今回の被害の特徴】

広域・被災した方々の多さ・死者数・水産業を中心とした産業被害・失業者・家屋全壊の多さ

これらの被害状況を見て、従来の社協立災害VCを中心とした被災者支援で良かったのかが疑問である。社協立災害VCはこれまでも課題に挙げられていたとおり、公共性が強いこともあり、生業支援がタブー視されるなど幅広い、柔軟なボランティア支援がしにくい組織性を持っている。にもかかわらず、世論も行政も、社協立災害VCのみをイメージ・クローズアップしていたのではないか。

特に宮城県の中でも広域、被災者数（ニーズ数）の多い地域では、社協は、さまざまな支援スタイルや特徴（得意分野）を持つ災害VCが立ち上がることの支援や活性化、また、複数存在する災害VC間を連携させたり、守るべきルールを共有したりする「連携協働機能」をもっともっと重視すべきであったのではないか。

そういったことから、今回のような広域な大災害では、ある一定期間は様々な特徴を持った災害VCが複数立ち上がり、それらを横でつなぐ「総合調整機能（窓口）」が必要であると感じた。

○災害VC運営における「協定」「覚書」「マニュアル」について

上記のような状況を生み出す一因として、行政と結ばれる「協定」「覚書」「マニュアル」の存在があるのではないか。それぞれ本文には「いずれも柔軟な対応が必要」と読み解ける内容が付記されていると思われるが、相当、事前に意識化を図らなければ結ばれた文書あるいはマニュアルに安心感を覚え、また、そこに書かれたものが全てオフィシャルなルールと解釈されてしまう傾向があると思われる。

災害VC運営、災害V支援に重要な視点は、自立支援を前提としながらも被災者の立場に立った「柔軟性」だと思われるが、協定やマニュアルに書いてあることを柔軟に解釈することが不得手な立場（例えば行政出身の社協幹部など）の方が、数年単位で入れ替わる社協の現状を見ると、日ごろの社協の体制整備から考え直さなければ、せっかく持つ「社協の力」を活かせないまま、役割や重要性だけが大きく増し、現状の社協が置かれている立場とかけ離れていくばかりに感じる。

一方で、平成15年に発生した宮城北部連続地震時に課題とした、災害VC立ち上げについてはスムーズに立ち上げ準備とスタートを切ることができた。これらは事前の約束、ルールの整備と覚書があったことによる意識付けの成果であったこととも言える。

○泥かき、清掃系のボランティア活動とその後の生活支援について

今回はこれまでに例を見ない「泥かき清掃」系の物理的支援ニーズが多い中、泥かき清掃を行う先に何があるのかが理解されなかったと思われる。目の前の泥や瓦礫を撤去し、部屋を掃除するのは「生活の再建」に向けた一歩であり、その後の長い自立支援に向けた入り口だと思われる。だからこそ、市町社協は災害VCに関わりその後の復興期における継続的な支援につなげていくことが有効な組織だと思うが、今回、泥かき清掃系のニーズが終息しないうちに仮設住宅の入居などが始まり、過去の事例からも仮設住宅の課題が取りざたされる中、継続性の薄い外部の支援者が仮設住宅支援を早急に展開し始めていた。本来、そこには「日常性と継続性」が担保できる支援者が関わるべきと思うが、「社協は泥かきセンター」と揶揄されるように、物理的支援ニーズを中心に対応せざるを得なかった災害VC運営から離れられなかった。同様の理由から今回は避難所支援、要援護者支援も本来の社協の役割として十分に果たせなかったことが多いと感じる。

これは、被災地社協として、どこにどのタイミングで力点を置くかの判断も大きな課題であったと思われるが、一方で、目的や生活支援の難しさ（復興期の泥かき清掃系の支援と同様の考え方では被災者に与える影響に問題がでる）を外部支援者と共有することも重要ではないかと感じた。

○復興期（生活の再スタート）におけるボランティアの役割とその担い手

現在は多くの市町が災害VCから復興支援センター等へ移行し、仮設住宅を中心に被災者支援を展開している。被災者の家屋は災害Vの力でほとんど泥かきや清掃のニーズは減少した。不特定多数、短期間での外部の支援者ができる活動は少なくなっている一方、被災者の生活上の課題はより個別化し、表面的には見えにくくニーズに変わっている中で、日常的な様子の変化や継続的に関わる必要性が求められ、それらを担うことができる地域住民、地元V、近所の方々の力が必要となり、地域活動としてのコーディネートや、社協自体が生活支援相談員を配置し支援活動を進めている。決して、ボランティアを断っているわけではないのだが、マスコミや行政からは「復興期に必要なボランティアの力を拒んでいる、ボランティアセンターを閉鎖するとは何事か」といった批判を受けることも非常に多い。

前述のとおり、社協側の情報発信にも大きな課題はあるが、単純に「被災者支援は現地に赴くこと、だからボランティアを受け入れるべき」という発想で取り上げられてはいないか。不特定多数、短期間の外部支援者によって信頼関係が薄いまま、物資を持つての訪問活動や炊き出しなどのイベント、支援物資の配布などが非計画的に行われていることが、多くの被災者にとってどのような影響が出ているかを検証する場面も必要かと思われる。

一方で、仮設住宅の防寒対策（特殊技術）や漁業、農業従事者への支援などが必要とされているのも事実だが、これも前述のとおり、社協が担う災害VCの範疇としては対応しにくい分野であり、それらに応える別な支援形態も必要と思われる。「ボランティア」という一つの言葉のくりに、様々な側面、特徴があることを今後の災害に向けて整理する必要があるのではないだろうか。

○災害VCにおける「協働」の視点について

国内外から多くの支援者が災害VCへ協力いただき、非常に多くの方々が地元主体の原則を意識し、地元社協への配慮が強く伺えた。災害VCの一員となり長期的に支援をしていただいた組織も多い。運営スタッフの関わりでは様々な組織や団体の協力を得て「協働」ができたと思われるが、一方で、災害VCの意思決定は地元社協の幹部が行い、意思決定の場面へ参画できないことが多かった。多様な組織や団体が参画して柔軟な対応が図られるべき「協働のメリット」は十分に活かされたかは課題を感じる。また、長期的にボランティアとして関わった支援者が、運営スタッフに入り一員となったケースも多いが、そういったスタッフの不適切な言動も多々見受けられ、多様な視点を活かした柔軟な災害VC運営を目指す反面、デメリットが起こったことも否めない。

○災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）について

これまでの支援Pとしての人的支援は、コアな人材が長期的な関わりの中で信頼関係を構築し、災害VCの方向性や復興支援に向けた諸準備を支えてきた。今回、全国的に災害VCが運営される中でそういった役割を担う人材が不足し、支援Pとしてこれまでと同様の役割が担いきれなかった面もあった。

(2) 東日本大震災への取り組み =青年海外協力隊経験を復興の力に=

社団法人 青年海外協力協会 提供

※次ページから掲載

(2) 東日本大震災への取り組み ＝青年海外協力隊経験を復興の力に＝

JOCA 社団法人 青年海外協力協会

1

【震災直後のJOCAの動向】

～現地調査から災害救援専門ボランティアの派遣へ～

<3月11日>

▽地震発生直後から緊急支援活動の実施を前提に被災状況に関する情報収集を開始

<3月13日>

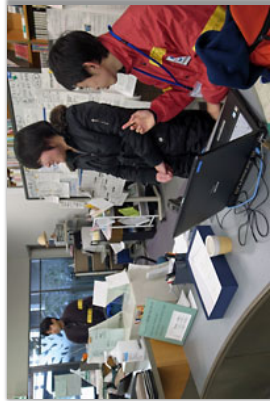
▽先遣隊を現地に派遣。

<3月15日>

▽宮城県仙台市若林区に職員を配置して現地事務設置
▽若林区ボランティアセンターの運営支援
▽岩沼市に医療関係OB派遣、給水補助活動への支援等を開始

2

災害救援専門ボランティアの様子



<3月25日>

▽岩手県遠野市からの協力要請に応え、現地に調整員派遣

▽岩手県沿岸部の被災地支援事業に協力

▽釜石市内の巡回診療のための看護師OB・OGの派遣

▽大槌町、山田町等へのOB・OGの派遣を開始

<3月28日>

▽海外からの救助・緊急医療チームの日本側のサポート

役として協力隊経験者の活用について外務省に申し入れ
▽第1号としてから南三陸イスラエルからの医療チームのサポートに看護師OB・OG2名を派遣

4

イスラエルからの医療チームの支援



5

災害救援専門ボランティアの実績

協力隊経験者の派遣総数：約300名

総活動延日数：約6000日

(2011年3月11日から10月末まで)

- <宮城県仙台市・岩沼市>
- ◇仙台市津波災害ボランティアセンター運営支援
- ◇仙台市南部津波災害ボランティアセンター運営支援
- ◇要介護者を対象としたボランティアセンター運営支援
- ◇多言語・中国語通訳支援
- ◇仮設住宅サポートセンター運営支援
- ◇津波被害後の拾得物管理・洗浄・展示
- ◇各国・地方からの支援物資の管理
- ◇避難所における医療支援
- <岩手県遠野市・釜石市・陸前高田市・大槌町・山田町>
- ◇釜石市立釜石小学校避難所支援
- ◇釜石市役所平田地区生活応援センター支援

6

- ◇釜石市役所地域包括支援センター
- ◇旧小佐野中学校校舎・支援物資管理
- ◇陸前高田市ボランティアセンター運営支援・医療支援
- ◇大槌町旧吉里中学校避難所
- ◇山田町ボランティアセンター運営支援
- ◇遠野市仮設住宅サポートセンター

- ◆医療福祉系スタッフ、マンパワーとして宮城県、岩手県における支援を実施
- ◆協力隊で培った適応能力、問題解決能力、行動力、協調性、コミュニケーション能力等、青年海外協力隊での経験を生かした支援を実施。



中長期的な支援へ！

7

【復興支援へ】国内協力隊派遣

◆長期的な支援を目的とした

国内協力隊の派遣を開始

<国内協力隊員の青年海外協力隊での国と職種>

- ガーナ（エイズ対策）、パングラデシュ（感染症対策）、マレーシャル（保健師）
- ベネズエラ（看護師）、パラグアイ（看護師）、ケニア（栄養士）
- ザンビア（理数科教師）、モロッコ（小学校教諭）、ジャマイカ（木工）
- サモア（技術科教師）、ラオス（村落開発普及員）、タンザニア（土木施工）
- バヌアツ（村落開発普及員）、ガーナ（村落開発普及員）
- キルギス（養護）、ホンジュラス（考古学）、トンガ（養護）等

現在、岩手県・宮城県で23名が活動中

8

【国内協力隊・宮城県での活動】 岩沼市里の杜仮設住宅サポートセンター運営

<目的>

入居者から相談を受けるとともに、地域内の交流を図り、孤立しがちな高齢者や障がいがある人も安心して暮らせるコミュニティをつくる

* 阪神・淡路大震災では、仮設住宅に入居したものの、新しい生活環境に解け込めず、孤立してしまう被災者が少なくなかった。

<主な活動内容>

(巡回・見守り・相談受付)

入居者の9割を占める65歳以上の高齢者宅や、一人暮らしや、家族が同居していても日中は一人になってしまう入居者がいる世帯を重点的に訪問し、仮設住宅入居者の孤立を防ぐ。

(地域交流の活性化)

季節のイベント等の企画・実施 <例：手持ち花火大会、秋の音楽会、男の料理教室等>



9

【国内協力隊・岩手県(釜石市・大槌町)での活動】

<国内協力隊(岩手県)の活動先>

- ◇釜石市地域包括支援センター 医療支援
- ◇平田地区生活応援センター 医療支援
- ◇釜石市健康推進課 保健事業の支援
- ◇釜石市教育委員会 授業補助・公務支援
- ◇釜石市復興支援相談口業務
- ◇大槌町教育委員会(学術調査・カウンセリング・図書館司書)

- ◆看護師・保健師・栄養士・介護福祉士による被災地の医療、福祉支援
- ◆教員免許・学芸員・司書等の有資格者による被災地の教育支援
- ◆今後、保育園や子育て支援センター等への支援を実施予定



災害支援から復興・地域活性化支援へ

1. 青年海外協力協会(JOCCA)の東日本大震災に対する緊急提案
2. 緊急支援から地域復興支援へ
3. 「国内版協力隊」による地域社会再生支援
4. 中・長期的取り組みが必要な復旧・復興支援
5. JOCCA「被災地域のふるさと新生」モデル事業案

- ◆災害支援から、長期的な地域の活性化支援の動きへ◆
- ◆5年程度の長期的な視野からの復興支援◆

青年海外協力隊経験者を核とした、
JOCCAの支援活動はこれからも続いてい
きます！

11

里の杜サポートセンター



さとのもり
サポートセンター

生活支援員・コーディネーター

青木 淳

12

●住民目線で 住民の懐に飛び込むような 関わり方

13



14

生活支援員

青年海外協力隊OB・OGで組織する
青年海外協力協会(JOCA)から派遣



生活支援員4名(コーディネーター1名 看護職1名 介護職2名)

15

岩沼市仮設住宅概要

仮設住宅の状況

地域 : 岩沼市里の杜地区(東・西・南の3カ所)

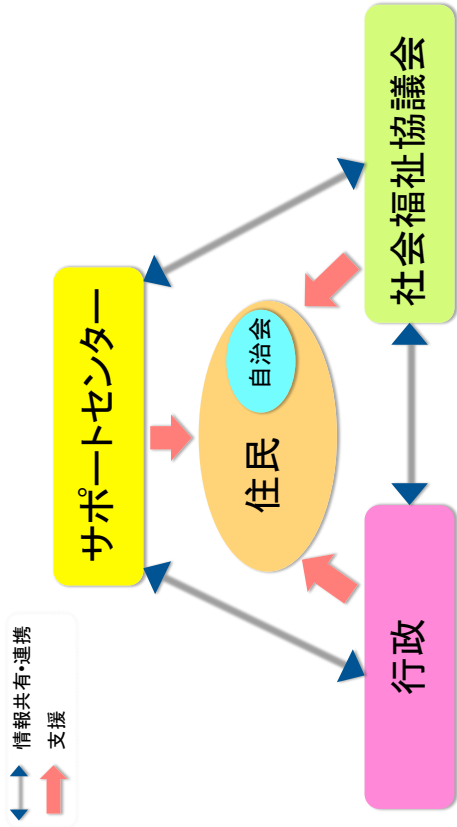
戸数 : 384戸

入居者数 : 約1,000人(うち65歳以上の高齢者数 約3割程度)



16

支援体制のイメージ図



17

サポートセンタープロジェクト概要

プロジェクト目標

サポートが必要な高齢者や障がい者、独居世帯等に対し、生活相談を行うとともに、住民による見守り体制構築のサポートを通して、生活の不安を取り除き、孤立、引きこもりを防止する。

活動

1. 地域組織の強化
2. コミュニティの活性化
3. 支援対象者の把握
4. 孤立防止対応
5. 関係者間での情報共有
6. 相談対応

成果

- ・住民同士の見守りにより、孤立、引きこもりがないコミュニティが築かれ、充実した仮設住宅での生活が送れる。
- ・安全意識が高まり、緊急時の安否確認の体制が構築される。
- ・生活相談や傾聴等による心のケアにより、精神的な負担が和らぐ。

18

サポートセンタープロジェクト概要

1. 地域組織の強化

地域組織の現状を把握し、区長間での情報共有方法を確立し、住民による見守り体制づくりをサポートする。

- ・アラーム配付による、自治会による見守り、声かけ、防犯、緊急時対応等強化のきっかけ作り

2. コミュニティの活性化

- ① 集会所の運営をサポートする。
- ・東集会所のスケジュール管理を支援し、最終的には住民で管理全体を行えるように支援する。
- ・関係者と連携をとりながら、東集会所に偏ったイベント実施を西・南の住民を対象としても実施できるように調整する。
- ② イベント
- ・現在行われているイベントに積極的に参加し、住民や関係者との信頼関係を深める。
- ・独自のイベントを月1回を目安に企画し、実施する。
- ③ 情報発信
- ・サポートセンター便りを毎月発行し、生活に便利な情報を住民に提供する。

19

サポートセンタープロジェクト概要

3. 支援対象者の把握

- ・世帯名簿や住民からの聞き取りにより、重点的に支援する対象者をいち早くつかむ。

4. 孤立防止対応

- ・個別訪問を実施する。
- ・イベント等外部との関わりがない住民を調査し、対象者のニーズに即したイベントを実施する。
- ・他居住者と関わる機会・役割創出のきっかけづくりをする。(掃除当番、巡回パトロール当番等)

5. 関係者間での情報共有と連携

- ・それぞれの業務計画を共有し、業務の棲み分け、連携した支援方法を確立する。
- ・定期的に情報共有の場を設け、互いの進捗状況や連携した支援方法を確認する。

6. 相談対応

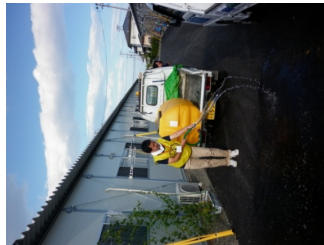
- ・毎日交代制でサポートセンタースタッフが巡回し、ニーズや困りごとを見つけて出す。

20

活動紹介

夏の熱中症対策

・うちわ、クーネルネック等の配付



・打ち水



21

活動紹介

アラーム配付による見守り体制作り



22

活動紹介

イベントの実施

・手持ち花火大会



23

活動紹介

イベントの実施

・楽天ゴールデンイーグルス観戦ツアー

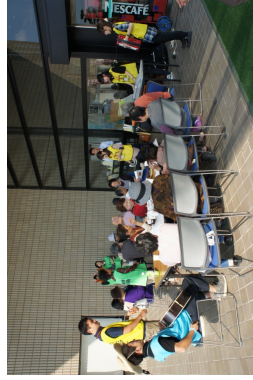


24

活動紹介

イベントの実施

- ・音楽イベント(社会福祉協議会と共催)



25

活動紹介

イベントの実施

- ・「男の料理」教室



26

活動紹介

コミュニティ作りに関わる支援

- ・ベンチ、テーブルといった共有物の支援



27

活動紹介

関係者での連絡会議

- ・社会福祉協議会、介護福祉課、地域包括支援センター、サポートセンターにて担当者レベル会議を毎週実施

※11月より本庁の各課も参加



28

今後の課題

支援の方法について

- ・「支援なれ」と感じることへの対応
- ・自治会がうまく機能していない地域への対応

29

ご清聴ありがとうございました



30

3. 福島県におけるボランティア活動

(1) 東日本大震災に係る福島県内被災地の救援活動の経過について

福島県社会福祉協議会 提供

(1) 県内の被害状況

平成23年3月11日(金)午後2時46分頃に発生した東日本大震災により、地震と大津波による壊滅的な被害を受け、多くの死者や行方不明者を出している。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の関係では、立地周辺地域住民への避難指示や屋内退避指示等が出され、県内の中通り(東北新幹線沿いの地域での総称)、会津方面への避難のほか、県外にも多くの避難者を出すに至り、今なお小さな子どもがいる家庭を中心に避難が続いている。

福島県内の被害状況は次のとおりである。

【福島県災害対策本部発表(10月13日)】

人的被害				住宅被害			避難者数 (最大時)
死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部破損	
1,846人	120人	87人	154人	18,077棟	52,524棟	145,239棟	73,608人

※最大時避難者数は一時避難所を集計したもの。

※県外避難者数は 56,469人(平成23年10月13日 県災害対策本部発表)

(2) 福島県災害ボランティアセンターの総括

福島県社協では、地震発生当日直ちに県社協災害ボランティアセンターを設置し、各市町村社協の被害状況を調査し、翌日には被害の大きい地域を中心に現地調査を実施した。

その結果、今後県内で広く展開されるボランティア活動を支援するため、県内の関係団体で構成する「福島県災害ボランティア連絡協議会」を開催し、同協議会が作成した災害ボランティア受入指針に基づき「福島県災害ボランティアセンター」(以下「県災害VC」という。)を3月14日に福島県社協内に設置した。

本県では、前述のとおり地震及び津波による被害、さらには東京電力第一原子力発電所の事故による避難者への支援を図るべく多くの避難所が設置され、これら市町村においては、震災及び原発事故対応の両面にわたる避難者への支援等についてボランティアによる支援が必要であったため、県内主要域で市町村災害ボランティアセンター(以下「市町村災害VC」という。)が設置された。(最大時県内59市町村中、34市町村に設置)

本県においては、原発事故の影響により広範囲にわたり住民の避難が生じたことなどもあり、他県よりも復興作業が大幅に遅れることや、それに伴い避難生活も長期化することが見込まれることから、災害ボランティア活動や市町村災害ボランティアセンターの活動も長期的に行われる必要がある。また、地域的には浜通り(太平洋側)における対応が急務とされたことから、全社協を通して関東ブロックAや九州ブロックからの社協職員による応援、さらには、県内市町村社協による災害時の相互支援協定に基づき、中通り及び会津方部の社協職員の協力を得て市町村災害VC運営への支援活動を行った。

これらの活動の他、内容的にも避難所支援から在宅の生活支援等に活動も広がることから避難先社協及び避難元社協相互の連携に向けた調整及びその活動の支援活動に取り組んだ。

8月以降は被災された住民のための仮設住宅の建設により、一時避難所や二次避難所からの入居が進んでいること、太平洋沿岸部の災害ボランティアセンターを中心に順次「生活復興ボランティアセンター」（名称は個々に設定）に名称を変更し次のフェーズへの取り組みが行われていることなどから、今後は市町村社会福祉協議会（29市町村／59市町村中）に配属される生活支援相談員による活動を支援し、「被災者主体」「孤立・孤独化の防止」を中心に見守り活動や復興に向けた生活支援活動に取り組むこととしている。

これらの動向により3月14日に設置された「県災害VC」（福島県災害ボランティア連絡協議会による）は9月30日をもって活動を休止状態となった。今後は、発災当日から立ち上げていた県社協災害ボランティアセンターの機能を見直し、10月1日から「県社協生活復興ボランティアセンター」として県内市町村社協をはじめ関係機関・団体等との連携を図りながら活動を行っていくこととした。

（3）災害VCの設置と派遣職員の受入状況

1）福島県災害VCの状況

【設置の経過】

- ・平成23年3月11日福島県社協災害ボランティアセンター
（10月1日から「福島県社協生活復興ボランティアセンター」に改称）
- ・3月14日福島県災害ボランティアセンター（県災害ボランティア連絡協議会、平成23年9月30日をもって活動休止）

【他都道府県社協からの支援】

ア. 平成23年3月12日～8月31日までに山形県社協、各ブロック（関東ブロックA、九州ブロック）社協及び災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（事務局：中央共同募金会）から派遣。（延べ数） ※生活福祉資金については別記。

山形県社協	6名
北海道・東北ブロック	78名
関東ブロックA	3,788名
九州ブロック	2,375名
災害支援プロジェクト等	1,658名

イ. 9月1日から9月30日までの個別支援としての派遣
人数（延べ人数）

個別支援先社協	個別支援派遣元社協	
	派遣元社協	派遣人数
川内村社協	東京都	46名
富岡町	栃木県	84名
大熊町	千葉市	34名
浪江町	福岡県	52名
	埼玉県	44名
相馬市	群馬県	60名
南相馬市	北海道	18名
いわき市	茨城県	62名
合計		400名

2) 市町村生活復興・復興支援VC・災害VCの状況

【設置数】

・31市町村（59市町村中）（平成23年10月1日現在）

方部	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
市町村社協名	福島市	郡山市	白河市	会津若松市		相馬市	いわき市
	二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市		南相馬市	
	伊達市	田村市	矢吹町	西会津町		新地町	
	本宮市	鏡石町		磐梯町		富岡町	
	桑折町	玉川村		猪苗代町		川内村	
	国見町	小野町		会津坂下町		大熊町	
	大玉村			会津美里町		浪江町	

【活動実績】

（3月12日～9月30日 本会把握分）

ア. ボランティア活動参加者 延べ 113,668名（県内61,040名、県外52,628名）

イ. 主な活動内容：瓦礫の撤去、泥出し、避難所支援、支援物資仕分、炊き出し、遺留品の洗浄、仮設住宅への引越し等

(4) 県内市町村社協・本県社協職員の派遣

(平成 23 年 4 月 29 日～7 月 31 日現在)

被災地災害VCへの運営職員の派遣協力 (派遣人数: 延べ数)

	郡山市	川内・富岡	相馬市	南相馬市	新地町	浪江町	いわき市	合計
市町村社協	2	0	1	9	29	11	18	70
県社協	0	2	3	17	13	0	9	44

(5) ボランティアバスの実施状況

(平成 23 年 5 月 2 日～7 月 3 日現在)

市町村災害VC名	実施回数	参加人数 (人)
新地町	13回	425人
南相馬市鹿島区	4回	50人
いわき市	18回	607人
計	35回 (うち5回中止)	1,082人

(6) 仮設住宅入居者への支援

- ・新潟県柏崎市社協の協力を得て、5月23日、全市町村社協を対象とした「仮設住宅における被災者支援に関する学習会」を開催した。
- ・以後9月10日まで、柏崎市社協から職員3名の派遣を得て、仮設住宅への入居が始まった市町村における生活支援相談員への支援活動を実施した。

(7) 生活福祉資金の特例貸付の状況

1) 緊急小口資金特例貸付

- ・緊急小口資金 (特例貸付) の貸付は、3月28日に太平洋岸の新地町、翌29日には県内中部の須賀川市で始まり、4月4日から県内52市町村 (避難地域社協の一部を除く) で実施した。特例貸付の実施体制は、人口及び被災者 (避難世帯) の多い10市社協については本会職員とともに、関東ブロックA及び九州ブロック、山形県社協職員の協力を得て実施した。(4月4日から4月28日まで)
- ・4月11日からは、特に被災者 (避難世帯) の多い、福島市、郡山市、いわき市を重点とした応援人員体制の配置に見直すとともに、津波被害が甚大であった相馬市においても貸付を開始した。なお、市町村社協の窓口での受付は4月28日をもって終了し、5月2日からは主に浜通り (太平洋岸) から二次避難所に入られている世帯、及び計画的避難地域を対象に5月13日まで受付を行った。その後においては、失業世帯が多く発生し通常の資金貸付ニーズが多くなっていることから、これらに対応している。

【実施市町村及び貸付決定金額】

貸付開始日	実施市町村数	貸付件数	貸付額 (単位: 千円)
3月28日	52市町村	25,012件	3,543,070

【社協職員派遣の状況】

	期間	実人数	延べ活動日数
福島県社協	3月28日～5月13日	25人	650名
関東A・九州ブロック、 山形県社協	4月4日～5月13日 ※関東A・九州ブロック社協は4月28日まで。	145人	2,727日

2) 生活復興支援資金の貸付

- ・7月25日(月)から貸付に係る相談及び貸付を開始した。これにあたり、県広報及びラジオ、新聞等への広告掲載などを実施し、事業の周知に取り組んでいる。

(8) 生活支援相談員及び統括生活支援相談員の配置

- ・応急仮設住宅等への入居者への見守りや生活支援を行うため、県内59市町村中29市町村の社協に延べ生活支援相談員を167名配置(※平成23年10月までの配置予定数を含む)することとなっている。
- ・また、県社協には統括生活支援相談員(5名)を配置し、市町村社協に配置される生活支援相談員のリーダーと日々の連携をとおして活動に取り組む。
- ・なお、特に被災社協においては応急仮設住宅の設置場所が県内に点在しているため、生活支援相談員の活動を推進するための活動車両(30台)を県社協が借上げ、貸与を行っている。

(9) 市町村社会福祉協議会等活動支援の状況

1) 法人運営のための助成金交付等

東日本大震災に際し、本会へ全国から寄せられた寄付金を本会役員で構成する配分委員会で協議し、避難区域及び被災社会福祉協議会に重点的に配慮しつつ、全市町村社会福祉協議会に対し、事業運営のための助成金を配分した。また、浜通り管内の被災した社会福祉施設に対しても同様に助成した。

2) 共同募金配分による支援

共同募金会災害支援制度を活用し、県共同募金会及び中央共同募金会より助成を受け、市町村災害ボランティア活動支援のため、ボランティア保険に加入した。

○延べ加入者数 40,629名(3月12日～31日:8,396名、4月1日～9月15日:32,233名)

また、避難している社会福祉協議会の事務を円滑に進めていくため事務機器整備費の配分を受け、パソコン、プリンター等の機器を助成した。

(10) 社会福祉施設等支援の状況

1) 福祉施設の状況把握

県内福祉施設の被害状況を把握するため、被災状況の調査を行い、特に被害の大きい浜通りの施設については、関係機関と連携し随時情報収集に努めた。また、震災から1か月を経過した時点で再度調査を行った。

(社会福祉施設被災状況調査の実施)

	調査施設数	回答施設数	建物・設備被害額	入所者受入数
3月12日～3月20日	418	140	—	—
4月11日～4月20日	424	275	489,756千円	635人

(政府等指示による避難区域の施設経営社会福祉法人数及び利用定員)

市町村名	南相馬市	浪江町	双葉町	大熊町	富岡町	楢葉町
社会福祉法人数	5法人	2法人	2法人	1法人	3法人	1法人
高齢者(入所)	328名	140名	79名	89名	155名	80名
知的障がい(入所)	103名	100名			219名	
保育所	300名		100名			

市町村名	広野町	いわき市	飯舘村	田村市	計
社会福祉法人数	1法人	2法人	1法人	1法人	19法人
高齢者(入所)	36名	85名	120名	50名	1,162名
知的障がい(入所)					422名
保育所			40名		440名

2) 救援物資の受入と配布

震災直後は、福祉施設においても水や食料、介護用品等の不足が生じたため、本会ホームページや報道を通じて福祉施設の現状を伝え、特に近隣住民の方々へ物資の提供を呼びかけた。また、全国各地から寄せられた救援物資を受入、県内各地の社会福祉施設へ配布を行った。

主な救援物資等	配布施設数
飲料水、食料品、衣料品、日用品、マスク、プラスチックグローブ、経管栄養剤、車椅子など	延べ420施設

3) 福祉施設等関係者会議の開催

全国社会福祉施設経営者協議会などの全国組織と意見交換しながら、本県福祉施設等の現状を伝えるとともに、原発事故により避難している福祉施設等の関係者や県行政担当者との意見交換会を開催し、福祉施設等が抱える課題や今後の支援策について話し合った。

(本会主催会議)

- ①障がい児者施設協議会役員会(4月20日 福島市)
- ②老人福祉施設協議会役員会(4月22日 福島市)

- ③全国経営者協議会との意見交換会（4月23日 福島市）
- ④避難社会福祉施設関係職員意見交換会（5月12日 福島市）
- ⑤避難社協担当者情報交換会（5月23日 福島市）
- ⑥福島県社会福祉協議会寄付金配分委員会（6月2日 福島市）
- ⑦社会福祉施設経営者協議会正・副会長会議、理事会（6月24日 福島市）
- ⑧児童福祉施設部会災害時避難マニュアル（仮称）検討会（7月4日 福島市）
- ⑨全国社会福祉施設経営者協議会との意見交換（7月15日 福島市）

（11）今後の見通し

○被災及び避難社協への支援

今後は、地震及び津波による被災した市町村社協及び福島第一原子力発電所の事故により避難した社協においても応急仮設住宅等への入居者に対する生活支援に活動の重点が移行しており、生活支援相談員が行う訪問活動等への支援を行っていく。これに伴い、9月から個別支援を依頼している社協職員の方々に対しては、避難元及び避難先社協や生活支援相談員による住民交流等を促進するための企画等の立案に対する助言等の支援を得ていく。

○損害賠償（仮払いを含む）請求行為への支援

原発事故に関する社会福祉法人（施設）等の損害賠償（仮払いを含む）請求行為に対する支援を行う。

○被災社協への法人運営への支援

被災・避難している社協、特に地元から離れている町村社協に対する法人運営全般の立て直しに対する支援のあり方を検討する。

福島第一原発事故にともなう富岡町、川内村の避難状況と復興の課題

社団法人中越防災安全推進機構 復興デザインセンター長 稲垣文彦

1. はじめに

私は、4月11日より約2ヶ月間、福島県郡山市にある「ビッグパレットふくしま」というコンベンション施設に設置された一次避難所において、福島県庁避難所運営支援チームとともに避難所運営の支援を行ってきた。この避難所の主な避難者は、福島第一原発事故にともない設定された警戒区域、緊急時避難準備区域、そして計画的避難区域の住民であった。また、この避難所には、行政機関そのものが避難を余儀なくされた富岡町、川内村の災害対策本部も設置されていた。

そこで、本稿では福島第一原発事故にともない避難を余儀なくされた富岡町、川内村におけるこれまでの避難状況と復興の課題について報告する。

2. これまでの避難状況

(1) 発災から避難までの状況

ここでは、富岡町総務課の聞き取りをもとに富岡町の避難状況を報告する。

11日、14時46分、東日本大震災発生。すぐに富岡町災害対策本部を設置し、防災行政無線による海岸沿いの住民の避難誘導を行う(震災による死亡者19名、不明者6名)。15時30分、津波の第一波が到達、地震と津波によりインフラが壊滅的被害を受ける。大きなインフラ被害と余震が多いため、地震・津波による被災者の避難所を設置する。

12日、6時頃、原発に係る避難を自主判断し(国、県からの連絡・指示はなし)、隣に位置する川内村に富岡町民の受入を要請する。7時頃、原子力災害による避難指示を発令、バス・自家用車で避難が始まる。川内村には約6000名が避難。川内村は17箇所の避難

所を富岡町民に開放し、川内村民が炊き出し等の支援を行う。15時頃、災害対策本部要員を残し、役場職員を富岡町民が避難している川内村、三春町、郡山市、田村市方面へ移動させる。15時36分、1号機水素爆発、爆発により災害対策本部も川内村へ移動する。

13日、それまで使用できていた固定・携帯電話の通話ができなくなる。衛星携帯電話のみ使用可。川内村は孤立状態に陥る。情報が遮断され、支援物資も届かなくなっていた。食料とガソリン不足が顕著であった。

14日、11時01分、3号機爆発。

15日、6時10分、2号機で爆発音、4号機爆発。原子力保安院より屋内退避で大丈夫との情報が入る。

16日、7:00、富岡町長と川内村長が話し合い、川内村よりの避難を決定する。9時、避難開始。約60km離れた郡山市内のビッグパレットふくしまに約2500名(内約1500名が富岡町民)が避難する。深夜、避難が完了する。

(2) 避難所の状況

このような経過でビッグパレットふくしまは、約2500名を受け入れる避難所となった。この避難(避難所)の特徴として、①原子力災害避難(放射能汚染にともなう避難)、②分断避難(コミュニティ・家族が分断されたかたちでの避難)、③広域・拡散避難(市町村の住民が広域にかつ拡散されたかたちでの避難)、④市町村混在避難所(いくつもの市町村の避難者が混在している避難所)、⑤地域外設置避難所(被災した市町村外に設置された避難所、過去の事例として東京都に避難した三宅村、長岡市に避難した山古志村)等をあげることができる。

この避難所の管理運営は、同施設に災害対策本部を設置している富岡町、川内村とビッグパレットふくしまの指定管理者の公益財団法人福島県産業振興センターによって行われていた。また、福島県庁の市町村支援チームが富岡町、川内村の行政支援にあたっていた。加えて、各省庁、都道府県、県外市町村からの職員派遣による行政・避難所支援も行われていた。

しかし、これらの主体による献身的な避難所運営が行われてきたのにも関わらず、先に指摘した避難所（避難）の特徴による影響（①原子力災害避難：避難者が自らの置かれている状況を受け入れられない、先の見通しがたたない等、②分断避難：コミュニティがバラバラなため自治機能を活かした自主運営が困難等、③広域・拡散避難：町村が、避難所運営と広域・拡散した避難者対応の二正面作戦を取らざるを得ない等、④市町村混在避難：富岡町、川内村以外の避難者に対する支援の当事者の不在等、⑤域外避難：行政機能自体が避難しているため、避難者対応に並行して行政機能の立ち上げをしなければならない等）によって、震災1ヶ月が経過した避難所では、未だノロウィルスの発生等といった厳しい状況が続いていた。

このような状況を改善するため、4月11日に福島県庁避難所支援チームが、新たに設置された。このチームの設置の目的は、避難所の管理運営主体間の調整と富岡町、川内村が対応困難な事象、すなわち他市町村の避難者支援の補完にあった。

4月11日以降、福島県庁避難所支援チームは、管理運営主体間の調整と他市町村の避難者への支援とともに避難所の状況改善のため、①避難者名簿の見直しとフロアマップの作成（避難前の住所、世帯構成、援護の有無、避難しているフロア位置等を一覧できる名簿とフロアマップの作成）、②緊急時避難経路の確保（余震が続くなか、避難所に緊急事態がおきた場合の避難経路の確保）、③避難スペースの改善（不衛生な避難スペースの解消と適切な避難スペースの確保によるプライバシーの確保）、④女性専用スペースの確保（更衣や化粧のみならず女性だけで時間を過ごせる専用スペースの確保）、⑤フロア別の自主運

営組織の立ち上げ（フロア別にコミュニティの構築をはかるための住民懇談会の開催と自主運営組織の立ち上げ）、⑥富岡町社会福祉協議会と川内村社会福祉協議会を運営主体とした「おだがいさまセンター」（ビッグパレットふくしま生活支援ボランティアセンター）の立ち上げ（ボランティア受入と住民同士の助け合いを促進する機能をもつセンターの立ち上げ）等の取り組みを行っている。このような取り組みによって、震災後1ヶ月後にみられた厳しい状況は改善されていった。

8月31日、ビッグパレットふくしま避難所閉所式が行われた。避難所開設から約5カ月半の間、一次避難所としての役割を果たしたビッグパレットふくしま避難所が、この日をもって閉鎖された。

ここで指摘しておきたいのは、一次避難所が閉鎖されたとはいえ、先に指摘した避難の特徴は、何ら変わっていないことである。その意味では、今後の仮設住宅や借上げ住宅（県内、県外）に移動した避難者の支援においても福島県の役割、すなわち、市町村間の調整と市町村の補完は、これまでと同様に重要になってくるといえ、福島県庁避難所運営支援チームに変わる新たな仕組みが必要となってくるといえる。

3. 復興の課題

ここからは、川内村、富岡町の現状と復興の課題を報告する。

（1）川内村の現状

福島第一原発事故にともない川内村は、警戒区域と緊急時避難準備区域に設定された（図1¹⁾）。警戒区域は、村の面積の約4割、人口の約1割を占める。また、役場や小中学校等の主な公共施設は緊急時避難準備区域に位置している。事故前の川内村の世帯数は約1100世帯、人口は約3000名。兼業農家を主体とした農村集落で、就労者のほとんどが村外の原子力発電所関連企業に従事していた。

現在の避難状況は、福島県内に約2300名（77%）、福島県外に約600名（20%）、約100名（3%）の転出となっている。

川内村では、7月に住民アンケートを実施している。そのアンケート結果¹⁾によると、原子力災害が解決した場合は川内村に帰郷されますかの質問に対し86%が帰郷すると答えている。一方、今後のお住まいをどのように考えていますかの質問に対し54%が現在の場所（避難場所）に当面住むと答えている。特に子どもがいる家庭にこの傾向が強く、小・中学生のいる家庭の63%が川内村以外の場所で就学させたいと答えている。また、川内村では、このアンケートをもとに「川内村災害復興ビジョン」¹⁾を策定している。復興ビジョンの4つの柱は、①放射線と汚染対策、②高規格道路の確保、③産業振興と「雇用の場」の確保、④快適な居住空間の確保であり、加えて、これらの施策を進めていくための財源の確保と財政支出の迅速性や事務手続きの簡素化を担保する仕組の必要性が記載されている。

(2) 富岡町の現状

福島第一原発事故にともない富岡町は、町全体が警戒区域に設定された（図1¹⁾）。事故前の富岡町の世帯数は約6300世帯、人口は約15900名。町内に東京電力福島第二原発が立地し、平成19年度の産業別総生産の構成比は、第一次産業1.0%、第二次産業6.9%、第三次産業93.1%であった。また、平成17年度の産業別就業者数は、第一次産業6.3%、第二次産業32.9%、第三次産業60.7%であった。就労者の多くが原発関連企業とそれにとまなう各種サービス業に従事していた。

現在の避難状況は、福島県内に約9600名（60%）、福島県外に約6300名（40%）となっている。仮設住宅は、福島県内4市町村（郡山市3箇所：489戸、大玉村1箇所：175戸、三春町6箇所：165戸、いわき市2箇所：282戸）に設置されている。富岡町では、一次帰宅に係ること、車両引き上げに係ること、サーベイに係ること等といった警戒区域にとまなう膨大な業務を行うことに並行して、郡山市内に仮庁舎を建設し、仮設住宅のある市町村に支所を設け避難者対応にあたっている。また、県外避難者に対しても月2回

の情報誌の発行を行っている。加えて8月現在、富岡町の復興ビジョン策定の進め方についての検討がなされている。

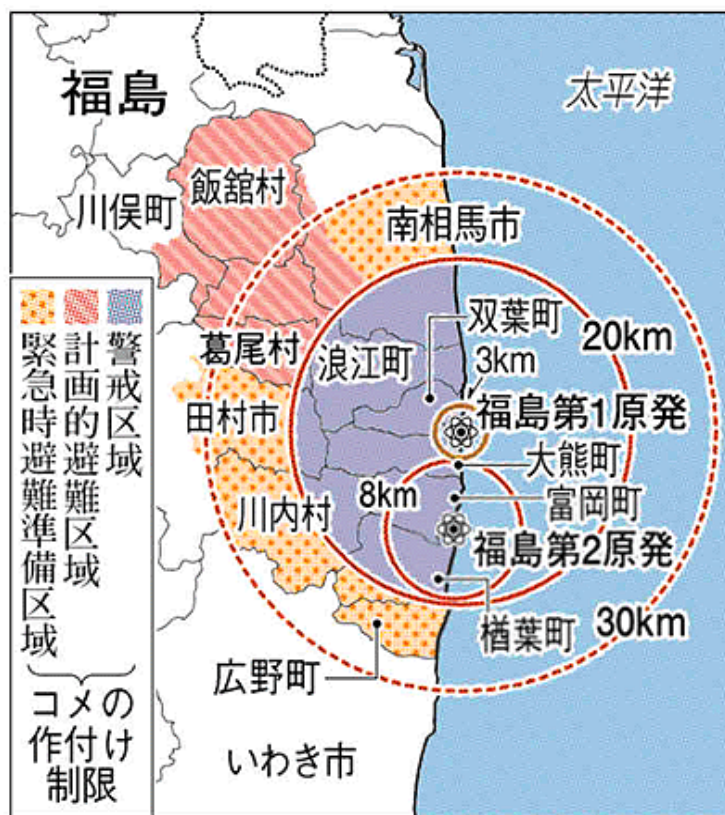


図1 警戒区域と緊急時避難準備区域

(3) 復興の課題

ここからは富岡町、川内村の復興の課題についてふれていく。

東日本大震災にともない福島第一原発事故がおきた。我が国がこれまでに経験したことのない複合災害であることは間違いない。ゆえに、復興の課題は複雑かつ、キリがないほど無数にあることは、ここまでの報告からも読み取れる。

そこで、ここでは復興の課題のひとつひとつを指摘するのではなく、復興の課題の捉え方として重要だと思われることについて指摘をしていきたい。それは、①町村によって放射能汚染のレベルが違っており、それともなう復興の課題が違っていること、②町村の復興の課題が違っているとはいえ、その課題には関連性があり、町村単独では解決が難しいことである。

政府の原子力対策本部は、福島第一原発について安全性が確保されているとの判断のもと、早ければ9月上旬にも緊急時避難準備区域の解除を認める方針を示した。川内村もこのなかに含まれている。

この解除に係ることから富岡町と川内村の復興の課題に明らかに違いがあることがわかる。川内村は、現段階において課題は多いものの帰村を前提にした復興を考えることができる。一方、富岡町は、現段階においては、先の見通しが全くたらず、復興の前提条件すらわからない状況にある。このように同じく原発事故によって避難を余儀なくされている町村であっても放射能汚染のレベルの違いによって復興の課題が違っていることがわかる。

また、川内村が帰村したとしても課題は残る。例えば、川内村のゴミやし尿の処理は双葉地方広域市町村圏組合で行ってきている。ゴミ処理施設は檜葉町、浪江町、し尿処理施設は富岡町にある。加えて、川内村の就労者のほとんどが村外の原子力発電所関連企業に従事していた。すなわち、富岡町等に通勤をしていた。川内村がいち早く帰村できたとしてもゴミ・し尿処理、雇用の確保等といった課題が残るといえる。このように富岡町と川内村は、当たり前ではあるが、近隣市町村と相互補完の関係で成り立っており、町村単独では解決が難しい課題があることがわかる。

このようなことから、両町村の復興を考えるうえでは、①汚染度が高い町村が先の見通しをたてるための何らかの国の決断、②独自課題と住民の意向を把握したうえで町村ごとの復興ビジョンの策定、③関連性のある課題を町村の枠組みを超えて議論する「双葉郡合同復興戦略会議」等といった仕組の設置が必要になってくるといえる。

①の汚染度が高い町村が先の見通しをたてるための何らかの国の決断に関連する見解が、8月27日の「福島復興再生協議会」ではじめて政府から示された。ここでは、年間被ばく線量が200ミリシーベルトと推定される地点では、除染しない場合、帰宅可能な水準(年20ミリシーベルト以下)まで線量が下がるには20年以上かかる可能性があるとしている。汚染度の高い町

村にとっては、受け入れがたい議論であるとは思いますが、復興を考えるためには避けることのできない議論であるといえる。

4. おわりに

私は、これまで中越地震からの復興支援を行ってきた。中越地震では、我が国が人口減少社会へと移行するなかで地方、特に中山間地の過疎・高齢化の課題が顕在化した。そして、復興の課題は「中山間地の持続可能性の獲得」となった。この課題の解決のため、震災からこれまでの7年間、地域住民の内発的な取り組みを促進する支援を継続して行ってきた。そして、それらの取り組みによって予想以上の成果があがっている。しかし、未だその課題を解決するまでには至っていない。私は、この解決には、地方における地域住民の内発的な取り組みに加え、中央と地方との関係が変わらなければならないと考えている。その意味では、中越の復興の課題と富岡町、川内村の復興の課題の本質は何ら変わりがないといえるのではなからうか。

開沼は、中央と地方のこれまでの関係を統治システムの高度化としてとらえ、戦前の「外なるコロナイゼーション」が「内なるコロナイゼーション」に変化し、現在では「自動化・自発化されたコロナイゼーション」へと移行している²⁾と整理している。

災害は、社会のひずみを顕在化させる。東日本大震災は、我が国の中央と地方との関係におけるひずみを顕在化させた。その象徴的な存在が福島第一原発事故ではなからうか。とするならば、東日本大震災からの復興においては、我が国の中央と地方の関係の問い直しが必要であるといえる。

末筆ではあるが本稿の執筆にあたりご協力をいただいた福島県庁、富岡町・川内村役場の皆さまに感謝を申し上げる。

参考文献

- 1) 福島民友新聞社ホームページ
- 1) 川内村災害復興ビジョン
- 2) 開沼博, 「フクシマ」論, 青土社, pp374-375, 2011.

富岡町における仮設住宅・借上住宅・ 県外避難者支援の取組の報告

社団法人中越防災安全推進機構
復興デザインセンター長
稲垣文彦



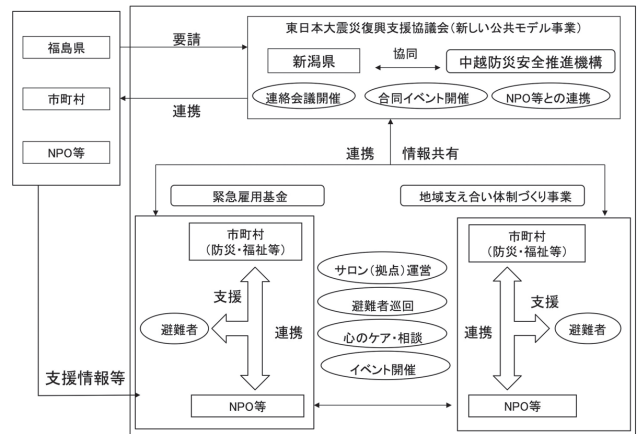
私は、平成23年4月より富岡町民が多く避難した「ビッグパレットふくしま」にて避難所運営支援を福島県庁避難所運営支援チームとともにやってきた。そして10月現在でも、福島県庁と富岡町役場とともに被災者支援を行っている。そこで本稿では富岡町における仮設住宅・借上住宅・県外避難者支援の取組を報告する。

富岡町は、東京電力福島第一原発事故によって町全体が警戒区域に設定された。町民の避難状況は、県内避難者9394名、県外避難者6263名となっている。また、仮設住宅の設置状況は、4市町村（郡山市3箇所、三春町6箇所、大玉村1箇所、いわき市2箇所）に1864戸設置され、1181世帯、2275名が入居することとなっている。このことより、町民の避難状況は、仮設住宅に2275名（14.5%）、借上住宅に7119名（45.5%）、県外避難者6263名（40.0%）となっていることがわかる。

富岡町では、被災者支援の課題として、仮設住宅においては、従来のコミュニティ単位で入居できていないことから仮設住宅における新たな自治会の結成、様々な支援者がそれぞれの方針で活動していることから支援者間の情報共有と役割分担の明確化、借上住宅においては、広域的（市町村単位）な自治会の結成、県外避難者においては、情報提供以外のフォローアップがあると、この課題解決のため「被災者支援モデル」（図1）を作成し、9月に「富岡町被災者支援連絡協議会」を設置した。

今後、富岡町では、このモデルに沿って仮設住宅、借上住宅の被災者支援を行っていく。また、県外避難者に対しては、新潟県に設置された「東日本大震災復興支援協議会」（図2）と連携することで県外避難者の支援モデルづくりを行っていくことが検討されている。

図2 新潟県における県外避難者の見守り支援体制



最後に、富岡町の被災者支援モデルのポイントを報告する。

1. 支援者の役割分担の明確化

被災者支援のために県の緊急雇用事業による絆事業職員と県社会福祉協議会の事業による生活支援相談員が配置されている。富岡町では、絆事業職員の役割は「コミュニティづくり」、生活支援相談員の役割は「要援護者の個別支援」としている。

2. 支援者連携の仕組み

「富岡町被災者支援連絡協議会」を設置し、定期的な情報共有を行っている。

3. 支援者の役割に沿った研修会の実施

絆事業職員にはワークショップを中心とした研修が組み入れ、生活支援相談員にはケーススタディを中心とした研修が組み込まれている。

また、この他の富岡町の被災者支援の特筆すべき取組として、町役場とおだがいさまセンターとの間で個人情報の提供に係る覚書が交わされていることも加えて報告しておく。

図1

